

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 13 条 2 項に
基づき、以下の通り公表します。

2025 年 3 月末現在

◆ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【 管理職に占める女性労働者の割合 】

48.5%（前年 47.1%）

【 男女の賃金の差異 】

区分	男女の賃金の差異	
	（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）	
	医師を含む	医師を含まない
全職員	68.3% (前年 64.5%)	97.1% (95.1%)
正職員	59.2%	97.0%
パート・ 有期雇用職員	63.7%	110.1%

付記事項

- ・対象期間：令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日）
- ・賃金：通勤手当等を除く。

◆ 職業生活と家庭生活との両立

【 男女の平均継続勤務年数の差異 】 0.1 年（前年 0.9 年）

男性 6.6 年（前年 7.8 年）、女性 6.7 年（前年 6.9 年）